

農業振興地域整備計画変更案公告

米沢市告示第 201 号

米沢農業振興地域整備計画（昭和49年米沢市公告第1号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び変更しようとする理由を記載した書面（以下「農業振興地域整備計画変更案等」という。）を次により縦覧に供する。

米沢市の区域に住所を有する者は、令和7年10月23日（縦覧期間満了の日）までに、当該農業振興地域整備計画の案について、米沢市に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和7年10月23日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に米沢市にこれを申し出ることができる。

令和7年9月24日

米沢市長 近 藤 洋 介



1 農業振興地域整備計画変更案等の縦覧期間

令和7年9月24日から

令和7年10月23日まで

2 農業振興地域整備計画変更案等の縦覧場所

米沢市役所産業部農業振興課 米沢市金池五丁目2番25号

3 意見書の提出及び異議の申出に当たっての注意事項

意見書の提出及び異議の申出は、日本語に限り、持参または郵送の方法により行うものとする。意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

なお、提出された意見書については要旨をとりまとめ処理結果を公告する。